

## 募集型企画旅行取引条件説明書面(国内)

※お申し込みの前にこちらの書面をお読みください。※

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

### 1. 募集型企画旅行契約

①この旅行は、当社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

②旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。なお、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含まれます。(以下「最終旅行日程表」といいます。)

### 2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

①当社にて、当社所定の旅行申込書に必要事項記入のうえ申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は両行代金をお支払いいただくときにその一部として繰り入れます。また、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものといたします。

②当社は電話、郵便、ファクシミリその他通信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日から当社の指定する日までに申込書の提出と申込金の支払が必要です。

### 3. お申し込み条件

健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)をお連れの方、その他特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担とさせていただきます。

### 4. 旅行代金に含まれるもの

①旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、入場料、体験料、拝観料、保険代など、及び消費税など諸税。

②添乗員が同行するコースにおける添乗員経費。

③その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。上記費用はお客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

### 5. 旅行代金に含まれないもの

前項の①から③の他は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

①超過手荷物料金

②空港施設使用料

③クリーニング代、電報・電話料、その他の追加飲食など個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

④ご希望者のみ参加されるオプションツアー料金

- ⑤ 運送機関が課す追加運賃・料金(例:燃油サーチャージなど)ただし旅行代金に含めた場合を除く
- ⑥ 自宅から旅行発着地までの交通費・宿泊費

## 6. 契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与しえない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためにやむを得ない時は、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与しえないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ない時は変更後にご説明いたします。

## 7. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加料金、割引料金の額の変更は一切いたしません。

- ① 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化などにより通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- ② 当社は、運送・宿泊機関などの利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレットなどに記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責めに帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 8. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この際、交替に要する手数料などの所定の金額をいただきます。

## 9. 取消料

- ① 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また、宿泊を伴うコースで一緒(同室)にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- ② 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- ③ お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関など行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

## 【国内旅行に係る取消料】

旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して21日前まで(日帰り旅行にあつては11日前)	無料
旅行出発日の前日から起算して20日前まで(日帰り旅行にあつては10日前)	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

## 10. 旅行開始前の解除

### ①お客様の解除権

(ア)お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受け いたします。

(イ)お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

1. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第15項に掲げるものその他重要なものである場合に限ります。

2. 第8項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。

3. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

4. 当社のお客様に対し、第2項に記載の最終旅行日程表がある場合で同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

5. 当社の帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

### ②当社の解除権

(ア)お客様が期日までに旅行代金を支払われなときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払い いただきます。

(イ)次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

1. お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていない事が明らかとなったとき。

2. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

3. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

4. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

5. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人数に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰りは3日目 にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。

6. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはおそれが極めて大きいとき。

7.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与しえない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ が極めて大きいとき。

③当社は本校(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻しいたします。

#### 11.当社の責任

当社は当社又は当社が手配を代行させた者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は15万円(ただし当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)ですが、次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、その他当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由による損害を被った場合。

#### 12.特別補償

当社は前項「当社の責任」が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2~20万円)及び通院見舞金(1~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対にあたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限)を支払います。

ただし、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払専用カードを含む)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズなどの当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

#### 13.お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社の損害に賠償しなくてはなりません。またお客様は、旅行開始後において契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたら認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、スタッフなどもしくは当社に申し出なければなりません。添乗員、スタッフなどがつかないコース、休日などの営業時間外といった理由で当社に連絡がつかない場合には下記にご連絡をお願いいたします。

緊急連絡先 070-1317-1881

#### 14.旅程保証

当社は、当社約款の規定により次に掲げる契約内容の重要な変更(天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、当社の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置などによる変更を除きます。)が生じた場合は旅行代金に1%~5%の所定の率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。この場合当社はおお客様の同意を得て変更の支払いに替え同等またはそれ以上の物品又は旅行サービスの提供で補償を行うことがあります。なお、当社が旅行者1名に対して1旅行契約につき支払う変更補償金の額は

15%を上限とします。又、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1000円未満であるとき、変更補償金は支払いません。

#### **15.国内旅行保険への加入について**

ご旅行中病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費などがかかります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入されることをおすすめします。

#### **16.個人情報の取扱い**

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様と連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲で利用させていただきます。その他、当社は当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見・ご感想の提供のおねがい、アンケートのおねがいなどにお客様の個人情報を利用させていただきます。

#### **17.旅行条件・旅行代金の基準**

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は令和6年6月27日となります。

※ご旅行に関しご不明な点がございましたら、ご遠慮なく下記の旅行業務取扱管理者へお問い合わせください。

## **企画・実施旅行会社**

### **【名称】**

おいしい旅 つばめ至る(きたる)

### **【登録番号】**

新潟県知事登録旅行業 地域—466号

### **【営業所名称】**

本社営業所

### **【所在地】**

新潟県十日町市北鎧坂1411-1

### **【電話番号】**

070-1317-1881

### **【お問い合わせ営業日時】**

土日・祝日を除く月～金 10:00～18:00

### **【担当者名】**

渡部美幸(わたべみゆき)

### **【地域限定旅行業務取扱管理者】**

渡部美幸(わたべみゆき)